

「バーゼル（新しい自己資本比率規制）第3の柱の告示案

及び監督指針案の公表（意見募集の実施）」への意見一覧

（告示案）

番号	項目	条文	意見の概要	回 答
1	開 示 項 目 全 体 対 する 意 見		<p>開示項目については、金融機関の特性に応じた差異性を設けるべきと考える。第3の柱で期待している効果は、市場規律をより機能させることにあると理解している。信用金庫の利害関係者は投資家でもアナリストでもなく、同じ地域内で生活を営む預金者や出資者である。しかも、出資者の目的は、株主や投資家と異なり、出資額の現在価値の向上にあるのではなく、信用金庫から金融サービスを提供してもらうことを主たる目的としている。そうした状況の中で、大手銀行と同じように、複雑かつ多数の項目開示が必要なのか、また、費用対効果を考えても非常に疑問がある。さらには、一般の預金者や出資者にとって、ますます理解しにくいものになるのではないかと懸念される。</p>	<p>17年3月31日に回答したとおり、第3の柱における開示事項は、いずれも金融機関のリスク管理態勢や自己資本比率計算の前提となる要素を示し、市場規律を確保するための重要な事項であると考えます。</p> <p>したがって、開示頻度については、銀行と協同組織金融機関との間に差異を設けませんが、開示事項については、各金融機関又は各業態で差をつけるべきものとは考えておりません。</p> <p>なお、市場規律を向上させる目的の中には、預金者保護の観点も含まれるものと考えます。</p>
2	財 産 的 価 値 を 有 す 情 報		<p>バーゼル最終合意文書においては、第4部第三の柱「G.財産的価値を有する情報および守秘義務に係る情報」の項にて、「第三の柱において必要とされる特定の情報開示は、その性質上、財産的価値を有する情報および守秘義務に係る情報を公開することで、銀行の地位に大きな損害を与えるかもしれない。このような場合、銀行はこうした特定の情報項目を開示する必要はないが、その特定の情報項目が開示されなかった事実およびその理由と共に、要件とされている内容に関するより一般的な情報を開示しなければならない。」とされている。</p> <p>この点につき、今回提示されてい</p>	<p>ご指摘のとおりです。</p> <p>ご指摘を踏まえ、監督指針を修正します。</p> <p>修正案</p> <p><u>(1)一般的な留意事項</u></p> <p><u>バーゼル 第3の柱（市場規律）に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第1の柱（最低所要自己資本比率）及び第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としており、告示の趣旨に従って適切に実施される必要がある。</u></p> <p><u>ただし、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで</u></p>

番号	項目	条文	意見の概要	回 答
			る告示案や監督指針において、特に言及されていないが、この考え方を基本としていることについて、確認をお願いしたい。	銀行の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項目が開示されなかった事実及びその理由を開示することで差し支えないものとする。 (2)定性的な開示事項 (中略) (3)定量的な開示事項 (中略) (4)四半期毎の開示事項 (後略)
3	連結ベースの中心開示		銀行持株会社形式で経営管理を行っている銀行にとっては、グループ経営管理体制を敷いていることなどから、定性的な開示事項については事業単位間において重複する面が大きい。また、同一の事業単位内においても、連結と単体の両面において重複する一面がある。従って、実際の開示方法については、それぞれの金融グループの形態にあわせ、効率的に適切な開示がなされれば必ずしも各報告単位が全ての情報開示をしなければならないとは限らないのではないかと考える。バーゼル 自体、最上位連結ベースを規制しているものであるから、その方が規制の趣旨に合致していると考えられるため、柔軟な対応をお願いしたい。	定性的な開示事項についてグループ内で開示すべき内容に同一のものが含まれている場合には、金融機関の負担を考慮して、効率的に開示することも可能と考えています。具体的な取扱いについては、今後監督指針の改正も含め検討していきたいと考えています。
4	連結における開示	第4条全般 (信金) 第3条	自己資本比率への影響、リスク量の構成比等から重要性が低い場合、定性項目については単体の記述のみで構わないか。あるいは、個々の定性項目の記載に代えて関連会社コントロールの仕組みについて記載することで構わないか。	同上
5	定性的項目(連結の範囲)	第4条第2項第1号等 (農林中金)第3条	「主要な連結子会社」の定義について明示いただきたい(認可対象会社を指すと考えてよいか、確認をお願いしたい)。	開示情報の利用者の立場に立ち金融機関が主要なものとする会社を開示してください。

番号	項目	条文	意見の概要	回 答
6	定性的項目(連結の範囲)	第4条第2項第1号ニ・ホ等(農林中金)第3条	「主要な会社」の定義について明示いただきたい。	同上
7	定性的項目(連結の範囲)	第4条第2項第1号等	「連結グループ内の資金及び自己資本の移動にかかる制限等の概要」とは具体的にどのようなケースを想定するのかお示しいただきたい。	連結ベースで必要な自己資本比率を充足している場合でも、グループ内の個社でみると自己資本不足となっている場合がありうるため、そのような場合にグループ内の他社が支援を行おうとする場合の制約の有無について開示を求めているものです。 よって、上記の趣旨に照らして該当する事項がある場合に、当該事項を開示することとなります。
8	定性的項目(自己資本)	第2条第2項第1号等	「自己資本調達手段の概要」とは、具体的に何を指すのか明確にしてください。	普通株式、非累積的永久優先株式、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約付の株式、期限付劣後債務など、実際に行っている資本調達の方法を開示してください。
9	定性的項目(自己資本)	第2条第2項第1号等	「自己資本調達手段」に関する定性的開示事項とは、監督指針案で示されている「ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式に係る発行条件」以外に、具体的に何を開示すればよいかについて示していただきたい。 また、年度中に行った調達手段を記載するのか、年度末現在の状況を記載するのか確認したい。	同上 期末現在の状況を記載してください。
10	定性的項目(自己資本)	第4条第2項第3号等	「連結グループの自己資本の充実に関する評価方法の概要」とは、どのような構成要素を意図しているのか確認したい。	例えば、金融機関の現在の自己資本の充実状況及び将来の自己資本の充実策をどのように考えているのか、などについて開示していただきたいと考えていますが、具体的な開示内容については金融機関の判断によることで差し支えありません。
11	定性的項目(自己資本の充実)	第2条第2項第2号等	本項目は、統合的なリスク管理による評価や自己資本比率規制の所要自己資本と自己資本の対比等を想定しているものと考えられる	同上

番号	項目	条文	意見の概要	回 答
	度)		が、抽象的な項目であることから、最低限開示すべき事項等監督指針に着眼点を示していただきたい。	
12	定性的項目(自己資本の充実度)	第2条第2項第2号等	「自己資本の充実度に関する評価方法の概要」は、自己資本比率算出の際に採用する手法(たとえば、「標準的手法」「基礎的手法」など)の概要の開示で良いですか。	同上
13	定性的項目(自己資本の充実度)	第2条第2項第2号等	「自己資本の充実度に関する評価方法の概要」は、金融機関が内部管理上行っている自己資本充実度にかかる管理方法・評価方法について開示するというだけでよいか、確認をお願いしたい。	同上
14	定性的項目(全般)	第2条第2項第3号イ、第2条第2項第4号等	標準的手法採用行においては、内部的には内部格付手法の採用を目指し体制整備を進めている場合、「リスク管理方針や手続」は標準的手法の管理方法に沿った内容とするべきか、もしくは実際に内部で使用している管理方法(内部格付を基とした管理方法)とすべきか。	実際に内部で使用している管理方法に基づき開示してください。
15	定性的項目(信用リスク)	第2条第2項第3号ロ(1)等	条文では「リスク・ウエイトの算出に使用する」とあるが、「算出」という表記を「判定」とした方が適切ではないか。	ご指摘のとおり、告示案を修正致します。
16	定性的項目(信用リスク)	第2条第2項第3号ロ(2)等	「エクスポージャーの種類と使用する適格格付機関等の関係」は、格付のあるエクスポージャーのみ開示で良いですか。たとえば、格付のあるエクスポージャーが事業債のみの場合、第36条の法人等向けエクスポージャーについて採用する適格格付機関を列挙することで良いですか。	告示において、予め格付の使用基準を設けることになっていますが、その基準の中で、どの種類のエクスポージャーに対してどの格付機関を使用することになっているのかを実際の格付の有無にかかわらず開示してください。(例えば、「法人等向けエクスポージャーについては 社及び 社。金融機関向けエクスポージャーについてはカントリー・リスク・スコア、社及び 社。」など)
17	定性的項目(信用リスク削減手法)	第2条第2項第4号等	信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要は、簡便手法採用の場合、採用する手法(簡便手法)の手続の概要のみ開示で良いですか。	簡便手法の概要を説明するのではなく、内部のリスク管理の方針等についての開示が必要です。
18	定性的項目(証券化)	第2条第2項第5号	「証券化エクスポージャーの種類と使用する適格格付機関の関係」	告示において、予め格付の使用基準を設けることになっていきます

番号	項目	条文	意見の概要	回 答
	券化エクスポージャー)	号 二 等	を開示することとされているが、「証券化エクスポージャーの種類」とは、どのような分類とすればよいか示していただきたい。 (理由) 定量的な開示事項では、主な原資産の種類別の内訳を示すこととされ、監督指針案に内訳の例が示されているが、左記の分類方法については示されていないため確認したい。	が、その基準の中で、どの種類の証券化エクスポージャーに対してどの格付機関を使用することになっているのかを開示してください。種類の定義については、金融機関の使用基準上の定義をそのまま開示して頂いて差し支えありません。 なお、種類による格付機関の使い分けを行っていないければ種類を区分して開示する必要はありません。
19	定性的項目(マーケットリスク)	第2条第2項第6号等	マーケット・リスクとは、自己資本比率算出におけるマーケット・リスクに限定しているのか。それとも広く市場リスクと捉えるべきか。後者の場合、トレーディングに限定すべきか、バンキング勘定まで含めるべきかご教示いただきたい。	この号は、自己資本比率算出においてマーケット・リスク相当額を算入する金融機関のための開示事項です。明確化のために告示案を修正致します。 修正案 「マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(自己資本比率告示第十四条又は第三十七条(第二条又は第二十五条)の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。)」
20	定性的項目(マーケットリスク)	第2条第2項第6号ロ等	「標準的方式及び内部モデル方式をそれぞれ使用する場合は、各モデルを使用するポートフォリオの範囲」とあるが、ここでいう「ポートフォリオ」とは、第1の柱に関する自己資本告示271条2項でいう個別リスクと一般市場リスクの別に、内部モデル方式および標準的方式の適用範囲を開示するとの理解でよいか。	ご指摘のとおりです。
21	定性的項目(マーケットリスク)	第2条第2項第6号等	マーケット・リスクに関する定性的開示項目として、イからホの事項を求められているが、BIS規制における項目と内部リスク管理における項目が混在しているため、これらの項目について峻別願いたい。 ・自己資本比率規制の項目 ロ マーケット・リスク相当額・・・・・・・・ ・内部リスク管理の項目 イ リスク管理の方針及び手	マーケット・リスクに関する定性的開示項目(第2条第2項第6号)のうち、二は内部管理の項目ですが、それ以外は、自己資本比率算出上の扱いと内部管理の扱いが基本的に異なることを前提としています。内部管理が規制上の要件を上回っている場合であっても、比較可能性の観点から、規制上の要件に沿った開示が必要と考えられます。 ご指摘の趣旨を踏まえ、「二」と

番号	項目	条文	意見の概要	回 答
			<p>順</p> <p>八 想定される保有期間</p> <p>二 マーケット・リスク</p> <p>ホ 内部モデル方式を</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現状主要行では、マーケット・リスク管理に関する事項について、バンキング勘定も含めたマーケット・リスク全体について、広範囲かつ今回求められている水準以上に詳細な事項を開示している。また、開示内容は、実際の内部管理上使用しての諸計数であり、規制としてある程度共通性を持たせるため、モデルの前提に制約のある BIS 用の内部モデルに基づく諸計数ではない。 ・ 一方、今回のトレーディング勘定の開示項目は、B I S 規制(規制資本)を念頭においているため、既に開示が進んでいるマーケット・リスク管理においては、現行の開示項目と必ずしも整合性がとれず、市場リスク管理やディスクロージャーの高度化を阻害する可能性がある。 ・ 今回のトレーディング勘定に関する開示項目の対象は、基本的にマーケット・リスク全般に関する内部管理体制や内部管理で使用している各種計数を対象とし、BIS 規制に関する最低限開示しなければならない項目と峻別していただきたい。 ・ 告示案 4 条 2 項 3 号に、「連結グループの全体についての評価方法の記載」を求める記載がある一方で、リスク・カテゴリー別の記載においては、マーケット・リスクについてのみ、同様の記載が別途されているため、他のリスク・カテゴリーとの平仄を合わせていただきたい。 	<p>「ホ」を入れ替えます。</p>
22	定性的項目(マーケット)	第 2 条 第 2 項 第 6 号 八	「想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性などを踏まえ、取引の特性に応じて適切に	ご指摘のとおりです。

番号	項目	条文	意見の概要	回 答
	ト リ ス ク)	等	価格を評価するための方法」とは、監督指針の - 2 - 1 - 2 - 3(マーケット・リスク規制の適用対象取引に関する内部管理等)を踏まえたものであると理解してよいか。	
23	定性的項目(オペレーショナル・リスク)	第2条第2項第6号等	オペレーショナル・リスクに関する「イ リスク管理の方針及び手続の概要」について、基礎的手法を採用する場合は、採用する手法(基礎的手法)の手続の概要のみ開示すれば良いのか。	ご指摘の「イ リスク管理の方針及び手続の概要」については、実際に金融機関内部で用いているオペレーショナル・リスクの管理の方針及び手続の概要について開示を求めるとい趣旨であるため、ご指摘のように基礎的手法を採用する場合においても、必ずしも基礎的手法の手続の概要に限定されるものではありません。
24	定性的項目(オペレーショナル・リスク)	第2条第2項第7号等	「部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲。」に関して、適用範囲の開示として、その手法の所要自己資本額の合計額など、その手法を採用している個別の法人名、の2つが考えられるが、エクスポージャーを開示することになっている信用リスクのポートフォリオに関する開示との平仄に鑑み、上記を開示すればよいとの理解でよいか。	各手法の所要自己資本額の合計額ではなく、法人単位ごと又は業務区分ごとに、適用される手法の名称を網羅的に開示することとなります。
25	定性的項目(株式等エクスポージャー)	第2条第2項第8号等	標準的手法採用行では、株式等エクスポージャーに関する自己資本比率告示の適用はないが、本項目の開示は不要か。また、開示が必要な場合には、どのような観点で開示すればよいか示していただきたい。	標準的手法を採用する金融機関は、銀行法施行令第四条第四項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャーを開示してください。 ご指摘を踏まえ、告示案を修正します。 修正案 「株式等エクスポージャー」を「銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号)第四条第四項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャー」に修正
26	定性的項目(金利リスク)	第2条第2項第9号、第2条第3項第8号等	金利リスク量およびリスク管理の方針や手続についても開示することになると、今後の有価証券運用動向が外部から容易に推測されてしまうことが懸念される(たとえば、その動向を逆手にとって利	金利リスクは第1の柱に含まれないリスクのうち特に重要なものであり、その管理は金融機関にとっても必要不可欠なものであると考えられます。したがって、預金者等にとっても重要な情報と考えら

番号	項目	条文	意見の概要	回 答
			益を得る（金融機関に損害を与える）者が出てくることも考えられる）。このようにリスク管理手法を開示することによって更なるリスクを生むおそれがあるのではないか。	れることから、原案を維持することと致します。 なお、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで銀行の地位に大きな損害を与える場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項目が開示されなかった事実及びその理由を開示することで差し支えありません。
27	定性的項目（金利リスク）	第2条第2項第9号等	左記各条文の「用いた」の前に「内部管理上」の文言加えていただきたい。	ご指摘を踏まえ、告示案を修正致します。 修正案 「銀行が用いた」を「銀行が内部管理上使用した」に修正
28	定性的項目（金利リスク）	第2条第2項第9号等	銀行勘定における金利リスクの算定手法とは、報告が要請されるアウトライヤー基準によるものを指しているのか、それとも内部管理として用いているものを指しているのか明確にしていきたい。	内部管理上用いているものを指します。ご指摘を踏まえ、告示案を修正致します。 修正案 同上
29	定量的項目（自己資本）	第4条第3項第1号等	資本控除となる非連結子会社について「規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額」を開示することとなっているが、その趣旨を確認したい。また、簡便な対応として、債務超過の場合にその額を開示するといった対応も認めていただきたい。 (理由) 非連結の子会社・子法人等については、リスク・アセットの計測を行う予定としておらず、規制上の所要自己資本の算出が困難な場合も考えられる。 また規制上、非連結の子会社・子法人等は、そもそも重要性が無い会社・法人や、連結することにより投資家の意思決定を誤らせる恐れのある会社・保険子法人等に限定されていることから、付随的な情報として財務上債務超過の場合に開示を行うといった簡便な対応で足りると考えられる。	本項目の趣旨は、自己資本比率算定上控除した非連結子会社等の資本額とは別に、当該子会社等が過小資本に陥ったときに、それを補うために親会社である金融機関が追加負担となりうる額を開示することです。 ご指摘のような簡便な対応での開示は、現時点では考えておりません。

番号	項目	条文	意見の概要	回 答
30	定量的項目(自己資本)	(信組)第2条第3項第1号イ等	「資本金」とあるが、協同組織金融機関は「出資金」となると考えられます。	ご指摘を踏まえ、告示案を修正致します。 修正案 「資本金」を「出資金」に修正
31	定量的項目(自己資本)	(信組)第2条第3項第1号イ(3)	「自己資本比率告示第13条第2項」とあるが、信用組合には該当しますか。	ご指摘を踏まえ、本項目は削除します。
32	定量的項目(自己資本)	第2条第3項第1号イ(4)等	「その他の資本調達額」を「上記(1)から(3)以外の資本調達額」と修正いただきたい。	ご指摘を踏まえ、告示案を修正致します。 修正案 「(1)から(3)までに該当しない資本調達手段」
33	定量的項目		「平残」や「増減」に関する記述は、規制導入当初の2007年3月期、2007年9月期の開示については前年度実績がないことから対象外としていただきたい。	本告示の適用初年度及び翌期中間期において、当該項目について開示できない場合は、その旨及び理由を開示してください。
34	定量的項目(自己資本の充実度)	第2条第3項第2号等	内部格付手法を適用するエクスポージャーについての所要自己資本の額は、スケーリング・ファクター(1.06)を乗じる前の数字で開示するのか。それとも、乗じた後の数字を開示するのか。	所謂スケーリング・ファクター(自己資本比率告示第152条にて用いられる乗数1.06)を乗ずる必要のあるエクスポージャーについては、これに乗じた後の数字を開示してください。なお、所要自己資本の額については項番37もご参照ください。
35	定量的項目(自己資本の充実度)	第2条第3項第2号イ等	信用リスクに対する所要自己資本の額のうち「次に掲げるポートフォリオごとの額」について、すべてのエクスポージャーに標準的手法を採用する場合はどのようなポートフォリオを開示すれば良いですか。	金融機関の内部管理上使用している定義等に基づくことで差し支えありません。
36	定量的項目(自己資本の充実度)	第2条第3項第2号イ等	「信用リスクに対する所要自己資本の額(口の金額を除く。)及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額」のポートフォリオとは、エクスポージャーの種類と考えてよいのか。	同上
37	定量的項目(自己資本の充実度)	第2条第3項第2号イ等	「信用リスクに対する所要自己資本の額(口の金額を除く。)及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額」の所要自己資本額とは、「所要自己資本の額」の定義は以	標準的手法の場合は、ご指摘のとおりです。 内部格付手法の場合は、第3の柱で開示を求めている「信用リスクに対する所要自己資本の額」とし

番号	項目	条文	意見の概要	回 答
			<p>下のとおりでよいか。</p> <p>標準的手法の場合、信用リスクアセットの額 × 8 %。</p> <p>内部格付手法の場合、信用リスクアセットの額 × 8 % + 期待損失額。</p> <p>かつ、国内基準行の場合は、上記 8 % は 4 % に置換えて計算。</p>	<p>では、信用リスク・アセットの額 × 8 % + 期待損失額である点をご指摘のとおりです。ただし、自己資本控除を求められるエクスポージャーは、当該控除額も所要自己資本の額に加える必要があります。</p> <p>内部格付手法の場合、「所要自己資本の額」に関する第 1 の柱と第 3 の柱の取扱いが異なることに注意が必要です。第 1 の柱における「所要自己資本の額」のうち信用リスクに係る部分は、基本的に UL (非期待損失額) のみを対象としています。(EL (期待損失額) については引当金との差額が生じた場合にその差額を加減します。)これに対して、第 3 の柱告示ではポートフォリオごとに開示をする必要があり、この段階で引当金による調整を行うことが困難であるため、UL+EL という形での開示を求めています。</p> <p>なお、内部格付手法の採用にあたっては、国際統一基準及び国内基準共に比率 8 % の維持が求められていることから、「信用リスクに対する所要自己資本の額」のうち UL に関しては同一の定義 (信用リスク・アセットの額 × 8 %) とします。</p>
38	定量的項目 (自己資本の充実度)	第 2 条 第 3 項 第 2 号 口 等	<p>「内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額」のポートフォリオの区分とは、株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットを算出する方式及び手法ごとの額としても問題ないか。たとえば、PD/LGD 方式と簡易手法の 2 つの区分としても問題ないか。</p>	<p>簡易手法、内部モデル手法又は PD/LGD 方式が適用される株式等エクスポージャーをそれぞれ開示してください。明確化のために告示案を修正します。</p> <p>修正案</p> <p>「口 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額」</p>
39	定量的項目 (自己資本)	第 2 条 第 3 項 第 2 号 二	<p>「オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び連結グループが使用する次に掲げる手法</p>	<p>ご指摘の のとおりです。</p>

番号	項目	条文	意見の概要	回 答
	の 充 実 度)	等	ごとの額」とあるが、先進的計測手法で一部の子会社について部分適用を用いている銀行における「次に掲げる手法ごとの額」とは、先進的計測手法として合計額を開示、部分適用の金額と先進的計測手法で計算している金額のそれぞれ内訳を開示、のどちらを指したものが確認したい。	
40	定 量 的 項 目 (自 己 資 本 の 充 実 度)	第 2 条 第 3 項 第 2 号 二 等	「連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額」、「持株会社グループが使用する次に掲げる手法ごとの額」とは、所要自己資本算出に使用した手法ごとの額であり、例えば先進的計測手法を採用する銀行が開示のために基礎的手法と粗利益配分手法を用いて別途算出し、開示することを求めるものではないという理解で良いか。	ご指摘のとおりです。
41	定 量 的 項 目 (信 用 リ ス ク)	第 4 条 第 3 項 第 4 号 (農 林 中 金) 第 3 条	連結における対象範囲は、「連結子会社」となるとの理解でよいか、確認をお願いしたい。	自己資本比率告示上の連結の範囲となります。
42	定 量 的 項 目 (信 用 リ ス ク)	第 2 条 第 3 項 第 3 号 イ ・ ホ 等	現行の銀行法施行規則別表(第19条の2第1項第3号八関係)と本告示案の関係を整理していただきたい。 また、重複する部分については、各行がディスクロージャー誌において適宜工夫のうえ、開示してよいことを確認したい。	他の開示事項と重複する部分がある場合には、各金融機関がディスクロージャー誌において工夫のうえ、効率的に適切な開示をしていれば差し支えありません。
43	定 量 的 項 目 (信 用 リ ス ク)	第 2 条 第 3 項 第 3 号 イ 等	期中平均残高について「期末残高がその期のリスク・ポジションを表している場合は開示を要しない」とあるが、開示を要しない場合の基準はどのようなものか。 期末の貸借対照表における資産残高が、期中の資産残高と比して大幅に変化していない場合は開示を要しないと考えるか。 また、エクスポージャーの種類によっては、日次平均残高の把握がシステムの困難な場合もあるため、月末残高の平均値をもって	告示案を以下のように修正します。 修正案 「信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高(期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には期中平均残高の開示も要する。)(後略)」 日次平均の把握が困難な場合は、日次平均に代わる計算方法により期中平均残高を算出し、その計算方法を開示してください。 なお、本告示の趣旨は、リスク特

番号	項目	条文	意見の概要	回 答
			期中平均残高とする方法も許容していただきたい。	性や自己資本の充実度等の開示による市場参加者や預金者の評価を通じた市場規律の推進にあります。したがって、計算方法等については、各金融機関において本告示の趣旨を踏まえた適切な開示を行うことが期待されます。
44	定量的項目(信用リスク)	第2条第3項第3号イ等	「信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び期中平均残高(期末残高がその期のリスク・ポジションを表している場合には開示を要しない。)並びにエクスポージャーの主な種類別の内訳」の「期末残高がその期のリスクポジションを表している場合は開示を要しない」とは具体的にどのような場合か。 また、期中平均残高の算出が困難な場合の代替として、各四半期又は月末残の単純平均値の報告で許容されるのか。	同上
45	定量的項目(信用リスク)	第2条第3項第3号イ等	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び期中平均残高について、期中平均残高の計算に日次平均を用いていない場合は、計算方法を記載することとされているが、例えば、月次平均を用いても構わないか(子会社等においては、日次平均による期中平均残高は算出していないため。)	同上
46	定量的項目(信用リスク)	第2条第3項第3号イ等	信用リスクに関するエクスポージャーの「期中平均残高」について、標準的手法採用の場合は自己資本比率算出において期中平均残高を使用しないため、開示は不要と考えられないでしょうか。	標準的手法を採用する金融機関についても、期末の貸借対照表における資産残高が、「その期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合」と判断できるときは期中平均残高の開示が必要です。
47	定量的項目(信用リスク)	第2条第3項第3号イ等	「信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び期中平均残高(期末残高がその期のリスク・ポジションを表している場合には開示を要しない。)並びにエクスポージャーの主な種類別の内訳」のエクスポージャーの主な種類とは、エクスポージャーの種類と解釈してよいのか。	監督指針案(2) 口を参照してください。

番号	項目	条文	意見の概要	回 答
48	定量的項目(信用リスク)	第2条第3項第3号イ等	<p>「信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び期中平均残高(期末残高がその期のリスク・ポジションを表している場合には開示を要しない。)並びにエクスポージャーの主な種類別の内訳」の「残高」とは、EADのことか。標準的手法では個別貸倒引当金等を控除後、国内基準ではその他有価証券の評価差額が正の場合に差引後、等の基準を適用後の額か。またオフ・バランス項目は、CCF適用前か適用後か。</p>	<p>「残高」とは、エクスポージャーの額を指します。 なお、標準的手法においては、個別貸倒引当金等を控除前、国内基準ではその他有価証券の評価差額が正の場合に差引後、オフ・バランス項目は、CCF適用後の額です。</p>
49	定量的項目(信用リスク)	第2条第3項第3号イ、チ(3)(i)等	<p>「エクスポージャーの主な種類別の内訳」(2条3項3号ロ)として、監督指針案の(2)-ロにおいて「(a)貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフバランスシートエクスポージャー、(b)有価証券、(c)OTCデリバティブ」の3類型が示されているが、2条3項3号イにおける「主な種類別の内訳」も同様の区分を指していると考えてよいか。</p> <p>また、「エクスポージャーの種類」(2条3項3号チ(3)(i))とは居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー、その他リテール向けエクスポージャーを指すと考えてよいか。 (理由) バーゼル最終文書(表3(b))には、「each portfolio」の定義として、事業法人等向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー、その他リテール向けエクスポージャーの5つであると定義されている。</p>	<p>ご指摘のとおりです。ご指摘の趣旨を踏まえ、監督指針を修正致します。 修正案(監督指針(2)ロ) 「信用リスクに関するエクスポージャーの主な種類別の期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額」を「エクスポージャーの主な種類別」に修正</p> <p>告示案第2条3項3号チ(3)(i)にある「エクスポージャーの種類」とは、一律に定めるものではなく、各金融機関において適切な開示の在り方を考慮して決定するものと考えております。</p>
50	定量的項目(信用リスク)	第2条第3項第3号イ等	<p>証券化エクスポージャーの残高は別途開示することになっているが、本項目の残高に含めるのかどうかについて、明示していただき</p>	<p>この項目の残高に証券化エクスポージャーは含めません。ご指摘をふまえ、告示案を修正いたします。</p>

番号	項目	条文	意見の概要	回 答
			<p>たい（左記各号の口～ヌについても同様）。</p> <p>平均残高については、「期末残高がその期のリスク・ポジションを表している場合には開示を要しない」とあり、期中に大幅なポジションの変動はないのが一般的と考えられるが、この「リスク・ポジションを表している」の判断基準を示していただきたい。</p> <p>また、平均残高の開示を要する場合でも平成 19 年 3 月期においては、開示不要としていただきたい。</p> <p>（理由）</p> <p>平成 18 年度中の平均残高は遡っての計数把握を要するため。</p> <p>主な種類別の内訳については、ア．監督指針案にある手法毎の内訳、イ．左記各号口の取扱いとして監督指針案で示されている 3 類型毎の内訳のことを指すのか、具体的に示していただきたい。また、全体の平均残高を開示した場合でも、個別の内訳について平均残高を開示しなくてもよいか確認したい。</p>	<p>修正案 「信用リスク（証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項」 告示案を以下のように修正します。</p> <p>修正案 「信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には期中平均残高の開示も要する。）（後略）」 本告示の適用初年度については、当該項目について開示できない場合はその旨及び理由を開示してください。</p> <p>主な種類別の内訳については、監督指針案で示している 3 類型を指しています。ご指摘を踏まえ、監督指針を修正致します。また、個別の内訳についても平均残高を開示してください。</p> <p>修正案 項番 49 と同様</p>
51	定量的項目（信用リスク）	第 2 条 第 3 項 第 3 号 口 ・ 二 等	<p>「地域別」「業種別」「残存期間」は、各行の定める基準でよいことを確認したい。</p>	<p>ご指摘のとおりですが、各金融機関のリスク特性に照らして、開示情報の利用者にとって意味のある適切な基準を各金融機関が定め、これを継続的に利用することを想定しています。</p>
52	定量的項目（信用リスク）	第 2 条 第 3 項 第 3 号 口 等	<p>「信用リスクに関するエクスポージャーの主な種類別の期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額」のうち、(3) 残存期間別を開示する場合、契約期間の定めがないものの扱いはどうするのか。</p>	<p>契約期間の定めがないものとして開示することも一案と考えます。</p>
53	定量的項目（信用リスク）	第 2 条 第 3 項 第 3 号	<p>カウンターパーティー別とは、与信残高上位一定以上の先について開示することのことか。また、残存期間別とは、どの程度の区分を想定しているのかご教示いただきたい。</p>	<p>「カウンターパーティー別」とは、業種別に代えて取引相手のタイプ別で金融機関が内部管理上定義しているもので、かつ、開示情報の利用者がリスク特性を理解できる程度のものを想定したものであり、個別の債務者名を開示するこ</p>

番号	項目	条文	意見の概要	回 答
				<p>とを想定したものではありません。残存期間別の区分については、開示情報の利用者がリスク特性を理解することが可能な程度の区分を想定しており、一律に当局が定めることは想定しておりません。</p>
54	定量的項目(信用リスク)	第2条第3項第3号ロ～ホ等	<p>平 17.3.31 に公表されたパブリックコメントの意見への回答において、地域金融機関において業種別の延滞エクスポージャーや引当金を開示することは債務者が特定されやすく望ましくないとの意見に対し、「仮に特定される可能性があるのであれば、業種区分を工夫する等の方法により対応すればよい」とされている。業種区分の設定については、任意であり、かつ複数の業種を合算したりその他で合算するような大まかな区分でもよいか確認したい。</p> <p>「カウンターパーティー別」の区分とは、具体的にどのような区分を想定しているのか(例えば、標準的手法では法人等向け、中小企業等・個人向けといった区分でよいか)について示していただきたい。また、開示する場合の具体的区分は、業種別同様任意でよいか確認したい。</p> <p>引当金の期中の増減額はネットの差額でよいか確認したい。また、平成 19 年 3 月期の年度開示においては、増減額の開示は不要としていただきたい。</p>	<p>業種別及びカウンターパーティー別については、開示情報の利用者がリスク特性を理解することが可能な程度の区分を想定していますが、その区分は金融機関の内部管理上の定義で差し支えありません。</p> <p>期中の増減額は、ネットの差額で結構です。また、本告示の適用初年度において、当該項目について開示できない場合は開示しない項目については、その旨及び理由を開示してください。</p>
55	定量的項目(信用リスク)	第2条第3項第3号ロ等	<p>「信用リスクに関するエクスポージャーの主な種類別の期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額」のうち(2)業種別又はカウンターパーティー別の業種別とは、どの程度の分類まで必要か。(例えば、日銀報告用の業種分類。)</p> <p>また、カウンターパーティー別とは、個々の債務者別又は取引相手別まで区分して開示することを期待しているということか。</p>	同上

番号	項目	条文	意見の概要	回 答
56	定量的項目(信用リスク)	第2条第3項第3号口等	「信用リスクに関するエクスポージャーの主な種類別の期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額」のうち(1)地域別の定義は、どのレベルまで開示すればいいか。2005/3のパブリックコメントの回答では「少なくとも国内、海外別」とあり、そのレベルでよいのか。それとも、銀行の裁量で開示レベルを決めてもいいのか。(例えば都道府県別。)	監督指針案(2) 八を参照してください。
57	定量的項目(信用リスク)	第4条第3項第4号口等	標準的手法を採用する関連会社についても、地域別、業種別又はカウンターパーティー別、残存期間別の期末残高を開示する必要があるのか。	標準的手法を採用する関連会社についても、開示してください。
58	定量的項目(信用リスク)	第2条第3項第3号ハ・ニ(2)、ホ等	「業種別」について、信用組合は事業を営むエリアが限定されるため業種別の開示は与信先が推測される惧れがあります。この場合は開示を省略しても良いですか。	与信先が推測されるおそれがあるために、これらの情報を公開することで銀行の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項目が開示されなかった事実及びその理由を開示することで差し支えありません。
59	定量的項目(信用リスク)	第2条第3項第3号口・ハ・ニ(2)、ホ等	「カウンターパーティー別」とはどのようなものでしょうか。	カウンターパーティー別とは業種別に代えて取引相手のタイプ別で金融機関が内部管理上定義しているもので、かつ、開示情報の利用者がリスク特性を理解できる程度のものを想定しています。
60	定量的項目(信用リスク)	第2条第3項第3号ハ等	「三月以上延滞エクスポージャー又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及び次に掲げる区分ごとの内訳」の三月以上延滞エクスポージャーとは、標準的手法を適用するエクスポージャーに対するものであり、また、デフォルトしたエクスポージャーとは、内部格付手法を適用するエクスポージャーに対するものであると解釈してよいのか。	ご指摘のとおりです。
61	定量的項目(信用リスク)	第2条第3項第3号ニ等	一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定について、期末残高及び期中の増減額の開示が求められているが、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特	一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定のそれぞれの額を開示してください。

番号	項目	条文	意見の概要	回 答
			定海外債権引当勘定を合算した貸倒引当金を開示することで問題ないか。それとも、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定のそれぞれの額を開示する必要があるのかを確認したい。	
62	定量的項目(信用リスク)	第2条第3項第3号ニ等	一般貸倒引当金について地域別や業種別の開示を求めているが、一般貸倒引当金は特に個別銘柄に割り当てる性格のものではないことから、それを地域別等に区分するのは不可能であり、現行開示と同様の取扱いで可としていただきたい。	ご指摘を踏まえ、告示案を修正致します。 修正案 「一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額。一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額(なお、一般貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。)」
63	定量的項目(信用リスク)	第2条第3項第3号ニ等	・特定海外債権引当勘定については残高も小額で、機械的に「地域別」、「業種別又はカウンターパーティー別」の開示を行うことには馴染まないことから、現行開示と同様の取扱いで可としていただきたい。	同上
64	定量的項目(信用リスク)	第2条第3項第3号ニ等	一般貸倒引当金は一金融機関全体の正常先もしくは要注意先債権から算定した貸倒実績率等に基づき、これら債権に対して引当てるものであるため、地域別あるいは業種別に貸倒実績率等を算定して引当てるという概念がない。したがって、地域別・業種別の一般貸倒引当金の開示については、実務上は債権額で按分して開示することによいか。	同上
65	定量的項目(信用リスク)	第2条第3項第3号ホ	「業種別又はカウンターパーティー別の貸出金償却の額」の償却の額とは、期末時点に存在するエクスポージャーの部分直接償却額と考えてよいのか。それとも、期中に償却した全ての償却額の合計とすべきなのか確認したい。	期中に償却した全ての貸出金償却の額です。
66	定量的項目(信	第2条第3項第3	「信用リスク削減効果勘案後の残高」とは、信用リスク削減手法	信用リスク削減手法適用の有無にかかわらず、リスク・アセット

番号	項目	条文	意見の概要	回 答
	用 リ ス ク)	号 へ 等	<p>が適用されるエクスポージャーについては、リスク・アセット額を開示すればよいのか。その場合、リスク・ウェイト区分は信用リスク削減手法適用前の区分とするのか。なお、信用リスク削減手法の適用されないエクスポージャーについては、エクスポージャー額とリスク・アセット額のどちらを開示するのか確認したい。</p> <p>「格付が付与されているポートフォリオの割合」の計算において使用する分子・分母の額について、具体的に何の金額を用いればよいか(含める範囲)を示していただきたい。</p> <p>資本控除した額の開示については、適用条項別に区分せず総額開示すればよいか確認したい。</p>	<p>の額ではなく、エクスポージャーの額を開示してください。リスク・ウェイト区分については、(信用リスク削減手法を適用する場合は信用リスク削減効果勘案後の)当該エクスポージャーのリスク・ウェイトに応じて区分してください。</p> <p>格付が付与されている信用供与の額を信用供与全体の額で除した割合を指します。ご指摘の趣旨を踏まえ、告示案を修正致します。修正案</p> <p>「格付が付与されているポートフォリオの割合」を「格付が付与されている信用供与の割合」に修正ご指摘のとおりです。</p>
67	定 量 的 項 目 (信 用 リ ス ク)	第 2 条 第 3 項 第 3 号 へ 等	<p>「標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減効果勘案後の残高(格付が付与されているポートフォリオの割合が信用供与の額全体のパーセント未満である場合には区分を要しない。)並びに・・・」の「リスク・ウェイトの区分」とは、信用リスク区分のことか。その場合、現金等で信用リスク区分の定めが無くリスク・ウェイトが決まっているものは、その種類毎の残高、と理解していいか。</p>	<p>リスク・ウェイトの区分とは、信用リスク区分ではなく、0%、20%、35%、75%、100%、150%等のリスク・ウェイトの区分を指します。</p>
68	定 量 的 項 目 (信 用 リ ス ク)	第 2 条 第 3 項 第 3 号 チ (1) 、 (3) (i) 等	<p>「EAD の加重平均ならびに信用供与の未引出額」とあるが、どのように計算するのか不明であるため、明確化していただきたい。(理由)</p> <p>バーゼル最終文書における「exposure-weighted average EAD」の脚注 156 には「estimate of EAD」との記載があり、オフバランスの EAD 推計値(CCF)のエクスポージャー加重平均を意味しているように見えるため、オフバランス取引に関しても EAD を残高として</p>	<p>ご指摘を踏まえ、告示案を修正致します。修正案</p> <p>「EAD の加重平均値並びに信用供与の未引出額」を修正し、「信用供与枠の未引出額並びに当該未引出額に乗ずる掛目の推計値を加重平均した値」に修正と致します。</p>

番号	項目	条文	意見の概要	回答
			<p>集計対象とする必要があるかどうか確認したい。(バーゼル最終文書 table6(d) では、「undrawn commitments and exposure-weighted average EAD」との記載がある)</p>	
69	定量的項目(信用リスク)	第2条第3項第3号(3)(i)等	<p>適格リボルピング型リテール向けエクスポージャーについて、「EADの加重平均値並びに信用供与の未引出額」を開示することが求められているが、リスクプロファイルの開示という主旨から、「信用供与の未引出額」に代えて「信用供与残高とEAD額」でよいこととしていただきたい。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業法人向けのコミットメントとリボルピング型信用における極度額では性格が異なる。前者は相対ベースで未引出部分に手数料を決定する等によって未引出枠(残高)を管理する実務が一般的であるが、一方、後者においては、極度額は商品区分毎に一律で、手数料を徴収しない等、未引出枠(残高)を管理するという考え方が馴染まない場合もある。例えば、リボルピング型信用に関して、デフォルト直前のエクスポージャーの増加の可能性について計量化を行い、実際の利用額に増加率を乗ずることでEADを推計する方法をとるような場合には、「未引出額」はEADを推計するためのベースとはならない。 ・ また、「意見」欄で述べた「信用供与残高とEAD額」を開示することで、バーゼルの目的を達成できるものと考えている。 ・ さらに、バーゼルIIにおいては最低開示項目が明記されているものの、実際の開示にあたってはリスク管理の実務の高度化を踏まえ、各行の創意工夫の余地が認められているものと理解している。詳細にわたり画一的な開示方法を 	<p>適格リボルピング型リテール向けエクスポージャーを他のリテール向けエクスポージャーと異なる扱いとすることは開示情報の理解を妨げるおそれがあることから、原案を維持することと致します。</p>

番号	項目	条文	意見の概要	回 答
			求めるのは、リスク管理上、過度の負担を金融機関に強いることとなる懸念があることから、柔軟な対応を認めていただきたい。	
70	定量的項目(信用リスク)	第2条第3項第3号チ等	告示上も「統合して開示する」ことが認められる記載としていただきたい。 (理由) 債務者格付区分やプール単位の情報は銀行の営業機密に属する事項が多く、その詳細な開示により市場競争力を奪われる可能性がある。勿論、開示利用者に有益な情報である程度には開示を行う必要はあるが、それが守られれば「統合して開示すること」は認められるべきである。また、監督指針で「統合して開示する」ことが認められる記載となっているが、告示上も明確にしていきたい。	開示情報の利用者がリスク特性等について理解できる程度には詳細な開示が行われることが望ましいと考えることから、原案を維持することと致します。なお、監督指針にあるとおり、統合して開示することを否定するものではないことにご留意下さい。
71	定量的項目(信用リスク)	第2条第3項第3号チ(1)等	「事業法人等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPD及びリスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEAD並びにオフ・バランス資産項目のEAD」の「リスク・ウェイト」とは、 $UL (= \text{所要自己資本率} K \times 12.5)$ のことか。また、オフ・バランス資産項目のEADは、CCF適用前か適用後か。	ご指摘の通り、信用リスク・アセットの額として直接「リスク・ウェイト」という語を用いていないエクスポージャーについては、所要自己資本率(K) $\times 12.5$ を「リスク・ウェイト」に相当する額として開示を求めます。 オフ・バランス資産項目のEADは、CCF適用後での開示を求めます。
72	定量的項目(信用リスク)	第2条第3項第3号チ(3)(ii)等	「適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析」の適切な数のEL区分とは、具体的にどのようなものをいうのか。	「EL区分」とは、第1の柱告示第150条に規定する「期待損失額」の水準により区分をしたものを意味します。
73	定量的項目(信用リスク)	第2条第3項第3号リ、又等	PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーについて、「直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値の対比並びに要因分析」が開示項目となっているが、株式等エクスポージャーに関する損失の実績値等の開示は必要ないことを確認したい。 また、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーについて、「損失額の推計値と損失額の実	ご指摘の通り、株式等エクスポージャーに関しては、信用リスク以外の要因により市場価格が変動することもあり得ますが、もっぱら価格変動による価値の下落についてはデフォルトの定義から除外することとしています。したがって、価格変動リスクの実現のみによる売却損や償却は「損失の実績値」には該当せず、直前期において信用力が悪化し新たにデフォルトの

番号	項目	条文	意見の概要	回 答
			<p>績値の長期にわたる対比」が開示項目となっているが、告示案 2 条 3 項 3 号りに関する対応と同様、株式等エクスポージャーに関する開示は必要ないことを確認したい。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式等エクスポージャーに関する「損失の実績値」とは、株式に関する「売却損」「償却」を意味するものと思われるが、株式の市場価格の変動は信用リスクのみを反映したものではないため、これにより生じる売却損や償却を開示しても、株式等エクスポージャーに関する信用リスクとの関係が薄く、開示する意味合いに乏しいと考えられること。 ・ また、上記事由により、P D / L G D 方式を適用する株式等エクスポージャーは、事業法人等向けエクスポージャーの内部格付を使用することとしているため、定性的な開示項目における格付付与手続の概要及び事業法人等向けエクスポージャーに関する本項目の開示を行えば十分であると考えられること。 	<p>定義に該当するものとなった先に関する「損失の実績値」と推計値の比較を行って頂くことを想定しています。</p>
74	定量的項目(信用リスク)	第 2 条 第 3 項 第 3 号リ・又等	<p>事業法人等エクスポージャーあるいは P D / L G D 方式を適用する株式等エクスポージャーにかかる損失の実績値については、信用リスクの変動による損失のみならず、市場リスク(金利、株価)の変動による損失も想定されるが、本項目で求めている開示は信用リスクの変動に関する損失、つまりデフォルトに至った事業法人等エクスポージャーあるいは株式等エクスポージャーにかかる損失という理解でよいか。</p> <p>(理由)</p> <p>信用リスクの開示にかかる項であるが、事業法人等エクスポージャー、株式等エクスポージャーは、市場リスクにも晒されており、「損</p>	同上

番号	項目	条文	意見の概要	回 答
			失の実績値」の考え方について、確認を行うもの。	
75	定量的項目(信用リスク)	第2条第3項第3号リ等	<p>ここでいう直前期とは、開示の当該期の前期を指すことを確認したい。</p> <p>(例) 3月、9月の半期毎の決算であれば、3月決算時の開示は前年9月期の実績の分析を報告する。</p> <p>(理由)</p> <p>実務上、実績を分析するためには相応の時間が必要であり、四半期開示のタイミングでは間に合わないため。</p>	<p>ご指摘の取扱いで差し支えありません。したがって、直前期の実績値とは、3月決算時の場合は前年9月期までの実績値が該当することになります。ただし、より直近の実績値を用いることを排除するものではなく、例えば四半期決算を行う金融機関において、3月期決算時の開示において前年12月期の実績を用いることも可能です。</p> <p>なお、本件開示に際しては、「直前期の損失の実績値」を観測した期間の明示も含めて、各金融機関において本告示の趣旨を踏まえた適切な開示を行うことが期待されます。</p>
76	定量的項目(信用リスク)	第2条第3項第3号リ・ヌ等	<p>ファンドをルック・スルーによりエクスポージャーを区分して所要自己資本を計算する場合において、ファンド内の個々のエクスポージャーにかかる損失の実績値を捕捉することは実務的に困難であり、信用リスクアセットの計算を見なし計算するエクスポージャーの開示方法について、考慮いただきたい。</p>	<p>ルック・スルーを行う資産についてアセット・クラスごとに損失の対比・分析を行うことが実務上不可能である場合においては、それが不可能である理由を開示すると共に、開示情報の利用者が当該資産のリスクについて適切な理解が得られるような配慮をした開示方法が求められます。</p>
77	定量的項目(信用リスク)	第2条第3項第3号リ等	<p>「直前期における損失の実績値及び当該実績値」の損失の実績値とは、直接償却額と部分直接償却額と解釈してよいのか。</p>	<p>「損失」とは、直接償却、部分直接償却、個別貸倒引当(デフォルト債権については一般貸倒引当金も含む。)、債権売却時の売却損等を想定しています。</p>
78	定量的項目(信用リスク)	第2条第3項第3号ヌ等	<p>基礎的内部格付手法を採用する場合、事業法人等向けエクスポージャーとPD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーの損失額の推計値は、当局設定値のLGD(45%)を用いたものでよいのか。</p>	<p>当局設定値を使用するエクスポージャーに関しては、当該設定値に基づいた数値も「推計値」に含めます。</p>
79	定量的項目(信用リスク)	第2条第3項第3号ヌ等	<p>損失額の推計値と損失額の実績値の長期にわたる対比の「長期」とは具体的にどれくらいの期間をいうのか。また、「損失額の推計値」とは、前期末(3月、9月末)時点の「PD×LGD×EAD」で推計した値</p>	<p>「長期」の長さは、対象となるエクスポージャーや与信状況によって異なると考えられるため、まずは金融機関において開示の有効性を勘案し、適切な期間を定めていただきます。(監督指針案のパブコ</p>

番号	項目	条文	意見の概要	回 答
			のことか。	メ項番 27 もご参照ください。) 対比すべき推計値と実績値は、同一対象期間であることが求められます。なお、告示案を以下のように修正します。 修正案 「(前略)長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比」
80	定量的項目(信用リスク削減手法)	第2条第3項第4号イ	「(包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額)」とは、ボラティリティ調整前のエクスポージャーの額という理解でよいか。 その場合、監督指針案(2)イ「適格金融資産担保が適用されているエクスポージャーの額は、ボラティリティ調整率を適用した後の額となっているか」との関係はどのように整理すればよいか。	第2条第3項第4号イの目的は、ボラティリティ調整前のエクスポージャーの額を開示させるのではなく、包括的手法の適用によって、どれだけエクスポージャーが減額したかを開示させる点にあります。このため、担保の取得によってエクスポージャーが減額した値から、ボラティリティ調整による上方調整をネットした額を開示することになります。算式でいえば $E - E^* = C \times (1 - H_c) - E \times H_e$ が開示額になります。 監督指針案(2)イは削除致します。
81	定量的項目(信用リスク削減手法)	第2条第3項第4号等	イの(1)、(2)の額および口の保証またはクレジット・デリバティブが適用された額はそれぞれ区分して開示するのか、または、総額でよいのか確認したい。 「貸出金と自行預金の相殺」により信用リスクが削減された額は開示不要という理解でよいか確認したい。	それぞれ区分して開示してください。 ご指摘のとおりです。
82	定量的項目(証券化エクスポージャー)	第2条第3項第5号	本号は、証券化取引における役割ごとに開示する項目が異なるが、特に、投資家として証券化エクスポージャーを保有する金融機関にとってはわかりにくいと考えられます。 投資家として証券化エクスポージャーを保有する金融機関の開示項目について、何が必要か明示をお願いします。	ご指摘を踏まえ、この号を修正致します。 修正案 「五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 イ銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 (1) 証券化エクスポージャーの合計額及び資産譲渡型証券化取引に係るエクスポージャーと合成型証券化取引に係るエクスポージャーの内訳並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳 (2) 証券化エクスポージャーのうち、三

番号	項目	条文	意見の概要	回 答
				<p>月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳</p> <p>(3) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳</p> <p>(4) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額</p> <p>(5) 自己資本比率告示第二百四十七条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び原資産の種類別の額</p> <p>(6) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（原資産の種類別の内訳を含む。）</p> <p>（ ） 銀行がセラーとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び投資家の保有に係る早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額の合計額</p> <p>（ ） 銀行がセラーとして留保する証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の EAD の額の合計額に対する所要自己資本の額</p> <p>（ ） 投資家の保有に係る証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の EAD の額の合計額に対する所要自己資本の額</p> <p>(7) 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）</p> <p>(8) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳</p> <p>(9) 自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額</p>

番号	項目	条文	意見の概要	回 答
				<p>□ 銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳</p> <p>(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額</p> <p>(3) 自己資本比率告示第二百四十七条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び原資産の種類別の額</p> <p>(4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳</p> <p>(5) 自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額」</p>
83	定量的項目(証券化エクスポージャー))第2条第3項第5号イ・ロ・ホ・ヘ・チ等	「原資産の種類別の内訳」について、ABSやCDOといった証券化エクスポージャーを再証券化している場合の原資産は、どのレベルまで遡る必要があるのか明示いただきたい。	裏付資産につき複数回の再証券化が行われている場合に、どのレベルまで遡る必要があるかについては、対象となる証券化エクスポージャーが銀行全体の健全性にどの程度の影響を及ぼし得るか否か、及び当該証券化エクスポージャーの裏付資産の種類別の集中度合い等により異なるものと考えられ、一律の取り扱いを示すべきものではないと考えています。銀行においては、このような証券化エクスポージャーへの投資判断等に際し、大元の裏付資産の種類について一定の情報は入手しているものと考えられます。従って、当該開示項目の利用の観点及び適切なリスク管理の観点を踏まえつつ、案件に応じ適切と考えられる基準を設定し、これに基づいて開示を行っていただくことが期待されています。
84	定量的項目(証券化エクスポージャー)	第2条第3項第5号イ・ロ等	「銀行が証券化を行った」とは、オリジネーターの場合を対象とするのか、その場合、本項目のエクスポージャーの額とは各期末の原資産の残高を開示するのか、または、証券化エクスポージャーの保有残高のうちオリジネーター分を開	ご指摘の趣旨を踏まえ、告示案を修正いたします。(修正案は項番82のとおり) また、監督指針(2) □についても、明確化のため修正いたします。修正案(監督指針(2) □) 「(前略)証券化エクスポージャー

番号	項目	条文	意見の概要	回 答
			示するののかについて確認したい。 なお、監督指針案において、「証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引については、取引を開始した年において開示しているか」とあるが、当該証券化取引分は、証券化を行った年は原資産とし、次年度以降は含めないことになるのか。また、保有残高の場合は、左記各号八・トで開示する額にも含めるのか。	を保有しない証券化取引については、 <u>別に開示しているか、又は、取引を開始した年において開示しているか。</u> (後略)」
85	定量的項目(証券化エクスポージャー)	第2条第3項第5号二等	「適切な数のリスク・ウェイトの区分」とは、自己資本比率告示に基づくリスク・ウェイトを適宜集約等して開示するという意味か。その場合、標準的手法における5区分(自己資本控除を含む)を集約することも想定しているかについて確認したい。	「適切な数のリスク・ウェイトの区分」とは、開示情報の利用者が金融機関のリスク特性について理解可能な程度の区分を想定しています。
86	定量的項目(証券化エクスポージャー)	第2条第3項第5号二等	「保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額」のリスク・ウェイトの区分とは、信用リスク区分と考えてよいのか。	リスク・ウェイトの区分とは、信用リスク区分ではなく、20%、50%、100%、350%等のリスク・ウェイト及び自己資本控除の区分を指します。
87	定量的項目(証券化エクスポージャー)	第2条第3項第5号ホ・ハ等	左記各号イ・ロ・ト・チについては、総額を示したうえで、主な内訳を開示することとされているのに対し、左記規定においては、原資産の種類別の額を開示することとなっている。本項目の開示については、総額は示さず、主なものは種類を明示し、それ以外はその他等で区分することでよいか確認したい。	総額も開示してください。ご指摘の趣旨を踏まえ、告示案を修正致します。 修正案 ホ「自己資本比率告示第二百四十七条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び原資産の種類別の額」 ハ「早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項(原資産の種類別の内訳を含む。)」 項番82を踏まえ、修正後のホはイ(5)及びロ(3)に、ハはイ(6)に変更となります。
88	定量的項目(証券化エクスポージャー)	第2条第3項第5号ハ(2)・(3)等	左記開示項目は、内部格付手法採用行のみが該当するのか確認したい。	ご指摘のとおりです。

番号	項目	条文	意見の概要	回 答
	一)			
89		第2条第3項第5号へ(2)・(3)等	標準的手法を採用した場合にはEADの算出をしないことから、内部格付手法採用金庫を対象とした開示との理解でよいか。	同上
90	定量的項目(証券化エクスポージャー)	第2条第3項第5号ト・チ等	本項において、「当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略」、「証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額・・・」を開示することとなっているが、当該「証券化を行ったエクスポージャー」ないし「証券化取引」とは自行がオリジネーターとなった取引を対象とするとの理解でよいか。 (理由) 証券化エクスポージャーではなく「証券化を行ったエクスポージャー」との表現が使用されていることから、確認するもの。	ご指摘の趣旨を踏まえ、告示案を修正致します。 修正案 項番82のとおり
91	定量的項目(証券化エクスポージャー)	(農林中金)第3条第3項第6号リ	「附則13条」は株式のグランドファザリングにかかる記述であるが、単体の定量開示の項目では、附則15条に言及している部分であり、附則15条が対象であることについて、確認をお願いしたい。	ご指摘のとおりです。ご指摘を踏まえ、告示案を修正致します。 修正案 「第十三条」を「第十五条」に修正
92	定量的項目(マーケット・リスク)	第2条第3項第6号ロ	「損益の実績値がバリュース・アット・リスクの値を大幅に上回った場合についての説明」とあるが、これは下方超過のみを対象とすればよいことを確認したい。 また、「大幅に上回った場合」については、各行の判断でよいことを確認したい。 (理由) バック・テストにおける上方超過は、銀行にとってリスクを意味するものではなく、開示する意味合いに乏しいと考えられるため、各行の判断に基づき必要に応じて開示することを許容していただきたい。	開示の対象は下方超過のみとし、以下のように告示を修正します。 修正案 「バリュース・アット・リスクの値を大幅に上回った場合についての説明」を「バリュース・アット・リスクの値を大幅に下方乖離した場合についての説明」に修正 「大幅に下方乖離した場合」については、当面、各行が合理的な判断により基準を定めることを許容しますが、その場合には、基準と判断理由も開示することが適当と考えられます。
93	定量的項目(株式等工	第2条第3項第7号等	標準的手法採用行では、株式等エクスポージャーに関する自己資本比率告示の適用はない	標準的手法を採用する金融機関も、自己資本比率告示第1条にある「株式等エクスポージャー」の

番号	項目	条文	意見の概要	回 答
	ク ス ポ ー ジャー)		が、本項目の開示は不要か。また、開示が必要な場合には、どのような基準で開示すればよいか確認したい。 「へ」については附則第 13 条の適用対象がないため開示不要と考えられる。	定義に従い、開示してください。 標準的手法を採用する金融機関においては、ご指摘のとおりです。
94	定 量 的 項 目 (株 式 等 ク ス ポ ー ジャー)	第 2 条 第 3 項 第 7 号 等	例えば、ここで示されている株式等エクスポージャーに係る事項について、既に、ディスクロージャー誌等で（信用金庫法施行規則第 20 条の 2 第 1 項第 3 号八の法定事項に追加して、あるいは財務諸表の注記で）開示している場合には、当該自己資本の充実等における開示を省略してもよいか。	他の開示事項と重複する部分がある場合には、各金融機関がディスクロージャー誌等において工夫のうえ、効率的に適切な開示をしていけば差し支えありません。
95	定 量 的 項 目 (株 式 等 ク ス ポ ー ジャー)	第 2 条 第 3 項 第 7 号 等 (信 組) 第 2 条 第 3 項 第 6 号 等	「貸借対照表計上額」等の項目は、貸借対照表注記事項と重複する開示になると思われます。 開示が重複する場合は省略して良いですか。	他の開示事項と重複する部分がある場合には、各金融機関がディスクロージャー誌等において工夫のうえ、効率的に適切な開示をしていけば差し支えありません。
96	定 量 的 項 目 (株 式 等 ク ス ポ ー ジャー)	第 4 条 第 3 項 第 8 号 八 ・ 二 等	「八 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額」は「その他有価証券の評価損益」を指すとの理解でよいか。 「二 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とあるが、想定されている具体的な取引等を例示いただきたい。(満期保有有価証券を指すのか。) なお、本項目は時価の把握が可能な株式等エクスポージャーに関するものであり、時価の把握ができない非上場有価証券の含み損益の開示を求めているものではないことを確認したい。	株式等エクスポージャーに該当するその他有価証券の評価損益を想定しています。 例えば、子会社株式及び関連会社株式の評価損益を想定していますが、株式等エクスポージャーに該当する満期保有有価証券があるとすれば、当該株式等エクスポージャーも含まれます。 ご指摘のとおりです。
97	定 量 的 項 目 (株 式 等 ク ス ポ ー ジャー)	第 2 条 第 3 項 第 7 号 等 へ	国内基準におけるグランドファーマーリング対象の認識は、基準日時点から後入先出法にて計算した帳簿価額を基準にして、貸借対照表計上額と帳簿価額のどちらか小さい方がエクスポージャー額としている。その場合においても、貸借	ご指摘を踏まえ、告示案を修正致します。 修正案 「貸借対照表計上額」を「額」に修正

番号	項目	条文	意見の概要	回 答
			対照表計上額を開示すればよいか確認したい。	
98	定量的項目(金利リスク)	第2条第3項第8号等	「経営陣が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額」とあるが、ここでいう「損益」「経済価値」とは、それぞれ「期間損益」「現在価値」を意味するものであることを確認したい。	ご指摘のとおりです。
99	定量的項目(金利リスク)	第2条第3項第8号等	アウトライヤー基準については世間一般に正確な認識がされていない。このような状況の下、金利リスク量を開示することは、風評リスクにつながる可能性が大きいと思われる。また、アウトライヤー基準に該当する金融機関は公表しないとしているが、金利リスク量を開示することにより推計が可能となるため、実質的に公表したのと同じ事態になるのではないか。	金利リスク量が多いことをもって直ちにその金融機関が不健全であることを示しているわけではありません。したがって、定性的な開示事項において、金利リスクの管理方針等を適切に開示し、リスク管理を適切に行っていることを示せば、必ずしも風評リスクにつながるとは考えません。また、開示する金利リスク量は内部管理上使用しているリスク量であり、必ずしも当局に報告するアウトライヤー基準に基づく金利リスク量に限定するものではありません。
100	四半期の開示	第6条、第9条	四半期の開示については、銀行法・銀行法施行規則において、作成方法・開示開始期限・開示期間・開示方法について規定されていないが、これらについては任意でよいのか確認したい。	金融機関の判断により、適切な時期に適切な手段によって開示してください。
101	第1の告示との関連	-	自己資本比率告示において、以下の3点について「金融庁長官が別に定める事項を開示しなければならない」との要件が規定されているが、この「別に定める事項」は、別途告示によって定められるのかについて確認したい。また、本案によるどの開示を指すのかについて示していただきたい。 ア.信用リスク削減手法の適用(自己資本比率告示第82条) イ.内部格付手法の採用(同第237条) ウ.先進的計測手法の採用(同第315条第5項) なお、上記ア.の信用リスク削減手法の適用については、「信用リス	「別に定める事項」とは、本告示に定める事項を指します。すなわち、本告示の各開示項目のうち、該当する項目の開示を行うことで、信用リスク削減手法、内部格付手法、又は、先進的計測手法を用いるための前提条件が満たされることとなります。

番号	項目	条文	意見の概要	回 答
			<p>ク削減手法にかかるリスク管理の方針及び手続の概要」(第2条第2項第4号、第4条第2項第5号、第7条第2項第5号)、「信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項」(第2条第3項第4号、第4条第3項第5号、第7条第3項第5号)の開示が要件となるのか。</p>	
102	2 営業年度・2 中間営業年度の開示	(銀行法施行規則第19条の2第1項第5号等)	<p>銀行法施行規則において、直近の2営業年度または2中間営業年度について、金融庁長官が別に定める事項を開示することとされているが、平成19年3月期および平成19年9月中間期においては、前年同期分は開示を要しないこととしていただきたい。</p> <p>また、2期目以降の開示において、定性的な開示事項については、当該期分に前期からの変更内容があれば必要に応じ付記するような形式で開示すればよいか確認したい。</p> <p>(理由)</p> <p>バーゼル の適用が平成19年3月31日からであることから、前期分の開示は不要であると考えられる。また、従来からある開示事項では定性的な事項は基本的に当該期分の開示であることから、本告示案の定性的な開示事項も同様であることを確認したい。</p>	<p>本告示の適用初年度及び翌期の中間期において、当該項目について開示できない場合は、その旨及び理由を開示してください。</p> <p>定性的な開示事項については、ご指摘の方法など金融機関において、効率的に適切な開示をしていれば差し支えありません。</p>

「バーゼル（新しい自己資本比率規制）第3の柱の告示案

及び監督指針案の公表（意見募集の実施）」への意見一覧

（監督指針案）

番号	項目	該当箇所	意見の概要	回答
1	定性的事 開示（全 項一般）	主要行 等向け の総合 的な監 督指針 案 -3-2-4- 4、中 小・地 域金融 機 関向け の総合 的な監 督指針 案 -4-9-4- 4(以下 同じ。) (1) イ・ イ・ イ・ イ	「リスク報告及び測定システムの 範囲及び性質」とあるが、ここで いう「測定システムの範囲及び性 質」とは具体的にどのようなこと を意味するのか提示願いたい。	リスクを確実に認識し、評価・計 測し、報告するためのリスク管理 態勢についてその概要を開示して ください。明確化のため監督指針 案を修正いたします。 修正案 「リスク報告及び測定システムの 範囲及び性質」を「リスクを確 実に認識し、評価・計測し、報告 するための態勢」に修正
2	定性的事 開示（全 項一般）	(1) イ・ イ・ イ	「リスク報告及び測定システムの 範囲及び性質」を記載することと されているが、「測定システム」と は具体的にどのような内容を記載 すればよいのか、また、「範囲及び 性質」とはどのような開示を想定 しているのかについて示していただ きたい。	同上
3	定性的事 開示（全 項一般）	(1) イ・ イ・ イ	「リスク管理の方針及び手続きの 概要」には、「リスク報告及び測定 システムの範囲及び性質」を記載 するとあるが、表記のレベル感を 捉え辛いところがある。したがっ て、具体的な記載基準・要領（Q & Aなど）等をご教示いただ きたい。	同上

番号	項目	該当箇所	意見の概要	回 答
4	定性的開示事項(信用リスク)	(1) イ等	信用リスクに関する「イ リスク管理の方針及び手続の概要」について、測定システムを導入していない場合は「測定システムの範囲及び性質」の記載は省略して良いですか。	ここでいう「システム」は電算システムのみではなく、態勢を指しています。明確化のため監督指針案を修正いたします。 修正案 同上
5	定性的開示事項(株式等エクスポージャー)	(1) イ	銀行勘定における株式等エクスポージャーについて、信用組合は株式等エクスポージャーの保有が少ないため「測定システム」を導入していない場合も考えられますが、この場合は「測定システムの範囲及び性質」は省略して良いですか。	同上
6	重要性の原則(信用リスク)		内部格付手法を採用する銀行グループにおける適用除外資産(含む、海外子会社等)に関しては、開示の点についても重要性の原則が適用されるものと認識している。即ち、当該資産について、地域別・業種別・残存期間別等の区分開示や平均残高等の開示に過度のシステム対応等が必要になる場合には、内部格付手法適用対象のエンティティの資産のみの開示や、「その他」等に合算して開示するなどの対応で問題ないことを確認したい。(理由)第3の柱に関する重要性の原則の適用についてはバーゼル最終文書パラグラフ 817にも記載されているが、内部格付手法の適用除外資産については第1の柱に関する自己資本告示148条に記載されているとおり、重要ではない事業単位又は資産区分であることが前提となっていることから、当該エクスポージャーに関する開示についても当然に重要性の原則が適用され、過度な開示が求められるものではないと考える。	ご意見にある内部格付手法の適用除外部分のみならず、一般的に重要性の原則からある程度の開示の簡略化をすることは認められるものと考えますが、濫用により開示による市場規律の効果が減じることの無いよう、ご留意ください。
7	定性的開示事項(信用リスク削減手法)	(1)	「貸出金と自行預金の相殺を用いるにあたっての方針及び手続きの概要…」とは、自己資本比率算出上の観点か、それとも内部管理ルールかご教示いただきたい。	自己資本比率算出上の扱いと内部管理の扱いが大きく異なることは想定しておりませんが、必要があれば、具体的な問題点をお示し頂き、実務上の対応方法について議論させて頂くことは可能です。

番号	項目	該当箇所	意見の概要	回 答
8	定性的開示事項(信用リスク削減手法)	(1)	「信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク及びマーケット・リスクの集中に関する情報」の「及び」はバーゼル最終文書パラグラフ 826 表 7 に合わせて「または」とすべきである。	バーゼル最終文書パラグラフ 826 表 7 が「market or credit」としているのは、市場リスク、信用リスクのそれぞれを区分して開示することを求める趣旨であり、「信用リスク及びマーケット・リスクの集中に関する情報」の両方が開示対象となります。
9	定性的開示事項(信用リスク削減手法)	(1)	「信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク及びマーケット・リスクの集中に関する情報」とは、適格金融資産担保の場合、信用リスク削減手法の適用に用いる株式が同一銘柄に集中している等の情報と解釈してよいのか。その趣旨を明示していただきたい。	個社に集中している場合に限らず、同一業種への偏りなど、与信ポートフォリオの特性に応じた開示が必要と考えられます。
10	定性的開示事項(信用リスク削減手法)	(1)	「信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク及びマーケット・リスクの集中に関する情報」とは、具体的にどのような開示を行うことを求めているかについて示していただきたい。	同上
11	定性的開示事項(信用リスク削減手法)	(1)	「信用リスク・・・の集中に関する情報」とは何ですか。	同上
12	定性的開示事項(信用リスク削減手法)	(1)	「保証人及びクレジットデリバティブの主要な取引相手の種類及びその信用度の説明」とは何ですか。	「取引相手の種類」とは、保証にあっては保証人、クレジット・デリバティブにあってはプロテクションの提供者を言います。「その信用度」については、保証人又はプロテクション提供者の信用度を、格付その他適切と考えられる方法で開示してください。
13	定性的開示事項(証券化エクスポージャー)	(1) イ	証券化エクスポージャーに関する「イ リスク管理の方針及び手続の概要」について、証券化取引において投資家としてのみ関与する場合、「市場リスク」と同様と考えて良いですか。 また、証券化取引を行っていない場合は開示を省略して良いですか。	証券化取引に係る内部管理の状況に応じて開示してください。なお、他の開示事項と重複する部分がある場合には、各金融機関がディスクロージャー誌において工夫のうえ、効率的に適切な開示をしていれば差し支えありません。 証券化取引を行わない場合はその旨を開示してください。ただし、その期においてたまたま証券化取

番号	項目	該当箇所	意見の概要	回 答
				引を行っていない、又は、証券化エクスポージャーを保有していないだけで、証券化取引を行いうる金融機関については本項目についても開示してください。
14	定性的開示事項(証券化エクスポージャー)	(1) イ	「銀行の証券化取引における関与の度合」とは、銀行の証券化戦略や証券化業務の位置付け等を記載すると考えてよいか。	ご指摘の事項も含むものと考えます。
15	定性的開示事項(株式等エクスポージャー)	(1)	株式等エクスポージャーに関する自己資本比率告示は、内部格付手法に適用されるが、標準的手法採用行については、本項目の開示は不要か。また、開示が必要な場合には、どのような基準で開示すればよいか確認したい。	標準的手法を採用する金融機関も、自己資本比率告示第1条にある「株式等エクスポージャー」の定義に従い、開示してください。
16	定量的開示事項(株式等エクスポージャー)	(2) ハ	「『内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本額及びこのうち次に掲げる株式等エクスポージャーの区分ごとの額』には、銀行の内部管理に沿った形での株式のポートフォリオ別の所要自己資本の額を記載しているか。」とあるが、銀行の内部管理に沿った形ではなく、銀行が一貫して使用しているかどうかとの観点から見るべきである。 (理由)第1の柱に関する自己資本告示166条2項(またはバーゼル最終文書パラグラフ342)に記載されている通り、内部格付手法採用行は株式等エクスポージャーの信用リスクアセットの額を算出するに当たっては、各株式等エクスポージャーのポートフォリオごとに一貫して同じ方式及び手法が用いられていることが要請されているのであって、銀行の内部管理に沿った形での使用を要請されているものではないと認識している。従って、当該表現についてはリスクアセット計算方法の一貫性に着眼した記載とするか、また	ご指摘を踏まえ、監督指針案を修正致します。 修正案 「銀行の内部管理に沿った形」を「所要自己資本の算出における区分に沿った形」に修正

番号	項目	該当箇所	意見の概要	回 答
			は削除していただきたい。	
17	定量的項目(信用リスク)	(2) イ	監督指針では「期中平均残高の計算に日次平均を用いていない場合は、計算方法」とあるが、例えば日次平均の把握が系統的に困難な場合は、月末残高の期中平均などの方法により期中平均残高を算出する方法は許容されるか。	日次平均の把握が困難な場合は、日次平均に代わる計算方法により期中平均残高を算出し、その計算方法を開示してください。 なお、バーゼル第3の柱に係る告示の趣旨は、リスク特性や自己資本の充実度等の開示による市場参加者や預金者の評価を通じた市場規律の推進にあります。したがって、開示方法等については、各金融機関において本告示の趣旨を踏まえた適切な開示を行うことが期待されます。
18	定量的項目(信用リスク)	(2) ハ	「地域別」については、少なくとも国内及び国外に区分しているか」とあるが、国外分がない場合には、本項目の開示を行わなくても差し支えないという解釈でよいか確認したい。	国内のエクスポージャーしかないのであればその旨を開示してください。ただし、地域金融機関であっても外国債等を保有している場合は国外のエクスポージャーもあり得ると考えます。
19	定量的項目(信用リスク)	(2) ハ	地域別のエクスポージャー等の開示について、監督指針案において、「少なくとも国内及び国外に区分しているか。」とされていることを勘案すると、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っている信用金庫は、国内のみの記載との理解でよいか。	同上
20	定量的項目(信用リスク)	(2) ハ	「地域別」について、監督指針では、「少なくとも国内・国外に区分」としているが、信用組合は国内での事業しか行っておらず、また事業を営むエリアも限定されるため本項目は不要と考えられないでしょうか。	同上
21	定量的項目(信用リスク)	(2) 二 b	「減損対象となった貸出金の増減」とは具体的に何の金額を開示すればよいのか示していただきたい。	監督指針(2) 二を以下のとおり修正いたします。 修正案 「一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定」の「増減額」について、増減の内訳を記載しているか。
22	定量的項目(信用リス	(2) ホ	「保有残高は格付の有無についても区分しているか」とは、信用リスク削減効果勘案後の残高につい	ご指摘のとおりです。

番号	項目	該当箇所	意見の概要	回 答
	ク)		て、リスク・ウェイトの算定に当たって格付を適用しているエクスポージャーと適用していないエクスポージャーを区分して開示するという解釈でよいか確認したい。	
23	定量的項目(証券化エクスポージャー)	(2) イ	主な原資産の内訳の例として、「クレジット・カード与信、住宅ローン、自動車ローン」が挙げられているが、これはあくまで例示であって、内訳を開示する原資産は重要性の判断等により任意という解釈でよいか確認したい。	ご指摘のとおり。金融機関の判断により、開示情報の利用者が金融機関のリスク特性について理解可能なよう適切に開示してください。
24	定量的項目(信用リスク)	(2) ロ	エクスポージャーの主な種類は(a)貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャー、(b)有価証券、(c)OTCデリバティブと3類型毎に算出するとあるが、(a)のオフ・バランスシート・エクスポージャーとは具体的に何を指すのか。銀行として特に重要と思われる保証関連に限定する方法も可能か。	「オフ・バランスシート・エクスポージャー」はご指摘の保証の他、クレジット・カードの未引出額等を想定しています。ご指摘の「特に重要と思われる保証関連」以外に預金者等がその金融機関のリスク特性を理解するのに影響を及ぼすと考えられるエクスポージャー等があれば、それも開示することが望ましいと考えます。
25	定量的項目(信用リスク)	(2) ロ	「主な種類別の期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額」の内訳に「(a)貸出金…、(b)有価証券、(c)OTCデリバティブの3類型」とあるが、これらの業種別及び残存期間別の管理は行っていないため、省略しても良いですか。	ご指摘にある3類型は例示ですので、種類別の内訳はこれらに限りません。例示の3類型に代わる種類別の内訳を適切に開示していれば差し支えありません。ご指摘の趣旨を踏まえ、監督指針案(2) ロを以下のように修正いたします。 修正案 「エクスポージャーの主な種類別」の内訳の例として(a)貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャー、(b)債券、(c)OTCデリバティブの3類型等が考えられる。
26	定量的項目(信用リスク)	(2) ロ	バーゼル最終文書では「Table 4 does not include equities」との記載があるが、本邦では「有価証券」に株式が含まれるのか。また、類型にあげられている取引種類以外のエクスポージャー(例えば、預け金やその他資産など)は開示対	この項目の「有価証券」には株式は含みません。ご指摘を踏まえ、修正いたします。また、この項目の3類型は例示であり、それ以外のエクスポージャーについても開示することが、より望ましいと考えます。

番号	項目	該当箇所	意見の概要	回 答
			<p>象残高に含めるかどうかは銀行の判断という理解でよいか。</p> <p>(理由)</p> <p>バーゼル最終文書では株式を除くとされているが、整合性の観点から本邦でも株式を除く旨明記し、「有価証券」を「債券」に変更していただきたい。また、類型であげられていない取引について開示の対象となるかどうかの確認もさせていただきたい。(全般的に「残高」に含まれるエクスポージャーの明確化をお願いしたい。</p>	<p>修正案</p> <p>「有価証券」を「債券」に修正</p>
27	定量的項目(信用リスク)	(2) 子	<p>具体的な対比期間を記載しないでいただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>具体的な対比期間について「損失額及びPDについては5年以上、LGD及びEADについては7年以上(リテール向けエクスポージャーについては5年以上)であるか」という記載があるが、バーゼル最終文書においても「over a long period」(Table7(f))と記載されていることから、「推計のパフォーマンスを評価するに十分な期間」として具体的な年数を記載しないでいただきたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、監督指針案を修正し、これを受けて告示案附則第2項を削除いたします。</p> <p>修正案</p> <p>「(前略)対比期間は<u>内部格付制度及び推計値の精度を評価するために十分な長期であるか。</u>」</p>
28	定量的項目(株式等エクスポージャー)	(2) 口	<p>「株式等エクスポージャーの区分には、少なくとも子会社株式及び関連会社株式とその他有価証券に属する株式を含んでいるか」とあるが連結自己資本比率計算上、子会社、関連会社株式は控除項目として、原則リスクアセットからは除外されているはずである。したがって、適当な表現に改めるべきと考える。</p>	<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、本項目については削除いたします。株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分については、金融機関の判断により適切に開示してください。</p>
29	定量的項目(金利リスク)	(2)	<p>「銀行勘定における金利リスクに関して経営陣が経営判断を行う際に用いた金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額について、ある種の通貨の資産ないし負債に占める割合が5%以上である場合は、通貨毎の内訳を開示しているか」について、以下の文面へ</p>	<p>通貨毎の金利リスク量については、少なくとも銀行勘定の資産ないし負債の5%以上を占める通貨毎の開示は必要であると考えられることから、原案を維持いたします。</p>

番号	項目	該当箇所	意見の概要	回答
			<p>の変更を提案する。 「銀行勘定の・・・増減額について、通貨ごとの内訳を適切に開示しているか」 (理由) バーゼル最終文書 (table14(b)) では「broken down by currency (as relevant)」となっている。また、バーゼル委の「金利リスクの管理と監督のための諸原則」のパラグラフ 82 では監督上の扱いとして「多くの銀行は複数の通貨において金利リスクに晒される。こうした場合、銀行は、銀行勘定の資産ないし負債の5%以上を占める通貨の各々について、パラグラフ 81 に従って計算した金利ショックを用いて同様の分析を行うべきである」としているが、開示に関してどの程度まで通貨毎の重要性をみるかは経営陣が判断するものであり、バーゼル最終文書の趣旨に沿った文面がよいと考えられる。</p>	
30	四半期毎の開示事項	(3)	<p>国際統一基準行においては、第3の柱告示案の「第8条及び第12条に規定する事項」を四半期で開示することが必要とされているが、第8条、第12条はそれぞれ同告示案の第6条、第9条であることを確認させていただきたい。</p>	<p>ご指摘のとおりです。ご指摘を踏まえ、監督指針案を修正いたします。 修正案 「第8条及び第12条」を「第6条及び第9条」に修正</p>
31	四半期開示	(3)	<p>国内基準を採用する金融機関については、自己資本比率告示に基づき開示が要件とされる場合を除き、監督上開示が求められることはないという理解でよいか確認したい。</p>	<p>ご指摘のとおりです。ただし、国内基準を採用する銀行については銀行法施行規則第19条の5により四半期毎の開示がなされることが期待されます。</p>
32	その他	<p>主要行等向けの総合的な監督指針 -3-2-2、 2 - 1 - 2 - 2</p>	<p>自己資本比率およびそれに関する開示は、広い意味で財務情報に該当すると思われます。したがって、従来の監督指針における「財務報告に係わる内部統制」整備の要請は、自己資本比率に関する開示についても適用されるという理解で正しいでしょうか。 また、現在実施されている「自己資本比率の外部監査」の制度は、</p>	<p>ご指摘のとおりです。 今回の新ルール導入により「自己資本比率の外部監査」の制度を廃止する理由はないものと考えます。</p>

番号	項目	該当箇所	意見の概要	回 答
		(1) 中小・地 域金融 機関向 けの総 合的な 監督指 針 -4-9-2	今回の新ルール導入により廃止され ると考えてよいでしょうか。	